

市民後見人養成講座 募集要項

太田市社会福祉協議会

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなど判断能力が十分でない方を保護・支援する制度です。

市民後見人とは、判断能力が不十分なかたの生活を支えていくため、地域で暮らす市民が「市民後見人」となり、本人に代わって金銭管理などの支援を行うものです。

市民が地域で後見人として活動できるよう、後見業務に必要な知識の習得を目指します

1. 内 容 介護と連動する市民後見研究会及びワーキング部会の検討による「市民後見人養成のための基本カリキュラム」をベースに、後見事務を適正・円滑に処理するために必要な知識、技能を習得できるカリキュラムを編成しました。基礎研修は、講義により後見人として必要な知識を習得する講座です。実践研修では、演習や後見人同行実習を行い、実践的な経験を得る講座です。

2. 応募資格 養成講座の受講を応募できるのは、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 開催年度の4月1日現在において、年齢20歳以上70歳未満であること
- (2) 太田市内に在住しており、市税の滞納がないこと
- (3) 成年後見制度及び高齢者や障害者に対する福祉活動に理解と熱意があり、心身ともに健康であること
- (4) ガイダンス及びすべての養成講座カリキュラムに参加できること
- (5) 養成講座の受講修了後、市民後見人として活動できること
- (6) 民法第847条に定める、次の後見人の欠格事由に該当していないこと
 - ア 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - イ 破産者
 - ウ 行方の知れない者

3. 定 員 概ね15名 ※選考により決定します。

4. 受講料 無料（ただしテキスト代は受講者負担 4,500円）

5. 受講申込み 8月1日（木）から「市民後見人養成講座受講申込書類」の配布を行います。

配布・申込場所 太田市社会福祉協議会 本所・西部支所

◆申込締切り 令和元年 8月20日（火）17時必着

※直接提出・郵送・FAXにて受付を行います。

※申込用紙には、氏名・住所・年齢・電話番号・受講志望動機等の項目を記入してください。

※書類は太田市社協ホームページでもダウンロードできます。

●応募期間 8月1日（木）～20日（火）午後5時まで

申込書に必要事項を記入して、本所へ郵送、FAXまたは本所・西部支所へ直接持参してください。

- 提出先及び問合せ先 〒373-0817 太田市飯塚町1549太田市福祉会館内
 おおた成年後見支援センター
 電話0276-46-6208
 FAX0276-46-6229

6. 選考 書類審査
 提出いただいた市民後見人養成講座受講申込書と受講動機のレポートで書類選考を行います。

7. ガイダンス 受講についての説明会を開催いたします。
 9月 5日(木) 13時30分から
 太田市福祉会館 2階 会議室2
 ※お願い この時にテキスト代4,500円の納入をお願いします。

8. 受講内容 (1)研修会場 太田市福祉会館 2階 大会議室
 (2)日程 基礎研修 計5日間 実践研修 計2日間

履修時間 50単位 (基礎研修 30単位 ・ 実践研修 20単位)

基礎研修	令和元年	10月	5日(土)・12日(土)・19日(土)
		11月	9日(土)・16日(土)
実践研修	10~ 11月	10月24日(木)	特養みづほの里(施設実習)
		11月6日(水)	前橋家庭裁判所太田支部(座学・見学)

講義時間(標準) ※60分講義等もありますので明細はカリキュラム参照

	1限	休憩	2限	休憩	3限	休憩	4限
講義 時間	9:00~	10 分	10:40~	60 分	13:10~	10 分	14:50~
	10:30		12:10		14:40		16:20
	90分		90分		90分		90分

9. 修了証 講座の全課程(50単位)を履修し、修了が認定された方には太田市社会福祉協議会長から「修了証」が交付されます。

10. 受講後の活動(1)成年後見支援員としての活動
 太田市社会福祉協議会が法人として成年後見人に就任している事案で、法人による後見活動の補助的な活動として、公的機関や金融機関での諸手続き、本人の状況の確認のための訪問、活動報告書等の作成などを行っていただきます。

(2)成年後見制度の普及啓発活動
 各種団体等の研修等で「成年後見制度」や「後見等開始の申立手続き」での説明員として協力していただきます。

11. お問合せ先 社会福祉法人太田市社会福祉協議会 おおた成年後見支援センター事務局
 〒373-0817 太田市飯塚町 1549 番地
 TEL 46-6208 / FAX 46-6229